

福島県避難地域広域公共交通網形成計画について

1 福島県避難地域広域公共交通網形成計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害が、本県、特に浜通り地域12市町村に深刻かつ多大な影響をもたらしていることを踏まえ、福島県では、避難地域における広域公共交通に関するマスタープランとして福島県避難地域広域公共交通網形成計画の策定を予定しております。

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定められた法定計画であり、福島県避難地域の広域的な交通ネットワークの高知記を目的に、避難指示解除や復興拠点の整備状況、帰還人口の見直し等、復興進展に沿った地域公共交通体系を構築するために本計画を策定します。

2 計画の基本方針

- (1) 通院・通学・買い物等の日常生活を支える広域的な市町村間の移動手段の確保
- (2) 避難地域12市町村及び周辺中核都市が連携した地域拠点間を結ぶ広域公共交通ネットワークの構築
- (3) 福島イノベーション・コースト構想等のまちづくりと連携した広域公共交通ネットワークの形成
- (4) 行政・事業者・住民が一体となった持続可能な公共交通の仕組みの構築

3 計画の期間

平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年度とする5カ年計画とします。